

相続の豆知識

相続手続きに必要な書類の整理・確認方法について

突然の相続が発生した場合、お子さまなどの相続人が、『相続人関係』、『金融機関との取引状況』、『不動産の状況』などについて把握していないケースでは、相続手続きに大変苦労されることがあります。

相続手続きを全て次世代に任せるのではなく、状況を良くご存知であるご自身が、お元気なうちから必要な書類を取得した上で財産内容などを整理・確認され、「①『**財産目録**』を作成しておく」、「②**万一の際の連絡先**などをご家族に伝えておく」ことで、後日の相続人間のトラブルを避け、相続手続きにかかる相続人の負担を軽減させることができます。

生前に財産内容の整理がされていない場合、財産把握の手掛りにする資料(例)

手掛かりとする資料など	何がわかるの?
① 自宅の金庫・貸金庫の保管書類	遺言書・登記識別情報(権利証)、金地金などの財産の可能性
② 通帳・証書・金融機関等からの郵送物・発行物	銀行・証券会社・保険会社等との取引状況
③ 確定申告書の控え・固定資産税課税明細書	不動産の状況、金融機関との取引状況(所得欄、生命保険料控除欄など)
④ 過去の分割協議書や遺言書、相続税(贈与税)申告書	過去に財産を取得した時の財産内容など
⑤ 名刺や年賀状等	取引金融機関、顧問税理士等、被相続人の人間関係
⑥ PC・携帯等のメール履歴、日記や手帳の記載	被相続人の関心事項や趣味、家族への想い(誰に遺したいか)など

相続人・相続不動産を確認するための必要書類一覧(例)

代表的な書類	どこで取得するの?	何がわかるの?
① 戸籍謄本(抄)本	市区町村役場	戸籍課*1 親族・相続人関係
② 住民票		住民課*1 被相続人と相続人の住所
③ 戸籍の附票		戸籍課*1 被相続人と相続人の住所(現在以前)
④ 固定資産評価証明書	市区町村役場	資産税課*2 相続財産(所有不動産)の固定資産評価額
⑤ 名寄帳・課税明細書		資産税課*2 相続財産(所有不動産)の一覧・固定資産評価額
⑥ 登記事項証明書	法務局	不動産の権利関係
⑦ 公図等の図面		不動産の現況・所在

*1 各課の名称は市区町村によって異なります。 *2 東京23区内では、各区の都税事務所にて発行。

戸籍謄本 なぜ必要?

あらゆる相続手続きの場面において最初に必要となる作業は、戸籍上の相続人を確定することです。戸籍上の相続人を確定するには、**被相続人の出生からお亡くなりになるまでの連続した戸籍を取得する必要があります**。被相続人が生前に婚姻や転籍などで本籍地を変更している場合、この連続した戸籍等一式を取得することは、とても大変な作業となります。

出生から現在までの連続した戸籍謄本のイメージ



生前に取得された戸籍でも、閉鎖され異動が無い除籍謄本や改製原戸籍は、**相続発生後の手続きで使用**※できます。

※手続き先によっては使用できない場合もございますので、くわしくは各所へご確認ください。

相続開始後に**再度取得**が必要です。
(生前は確認のために使用)

- 戸籍の収集にあたり、本籍地となる各市区町村によっては、相続人となるお身内の方本人に通知を行う場合があります。
- 戸籍等の収集には、発行手数料等の費用が生じます。